



金 沢 市 公 報

号外第12号の4

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ	
規 則		金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総務課) 7
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 1		金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正 する規則 (税務課) 7
金沢市契約規則の一部を改正する規則 (監理課) 6		

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「農業センター」を「金沢営業戦略室」に改める。

第53条第1項中「次条及び第122条の3」を「次条第2号及び第55条第2項」に改める。

第53条の2第2号中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第55条の見出し中「公金受託者」を「公金受託者等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 令第158条の2第1項の規定により市税の収納の委託を受けた者(以下「市税収納受託者」という。)は、契約の定める手続によって収納した収入金にその内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)及び公金払込書(様式第27号の2)を添え、指定金融機関等に払い込まなければならない。

第57条第1項第2号中「近江町交流プラザ」の次に「、老人福祉センターの農園」を加え、「第24号の2」を「第24号の4」に、「第66号から第114号まで」を「第66号から第72号まで、第74号から第114号まで」に改め、同項第3号中「まで()」の次に「建築指導課及び」を加え、「並びに第37号から第45号まで」を「、第37号から第45号まで、第73号並びに第115号(建築指導課で取り扱うものに限る。)」に改め、「交付に係る実費」の次に「、建築指導課で取り扱う建築計画概要書等の写しの交付に係る実費」を加え、同項第4号中「まで()」の次に「建築指導課及び」を、「第115号」の次に「(建築指導課で取り扱うものを除く。)」を加える。

第66条第2項第4号中「児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当(職員に支給するものを除く。)、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定による子ども手当(職員に支給するものを除く。)、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の規定による子ども手当(職員に支給するものを除く。)」を「児童手当(児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定による子ども手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の規定による子ども手当をいう。以下同じ。)で職員以外の者に支給するもの」に改め、同条第3項第1号中「子ども手当で」を「児童手当で」に、「給与(報酬)及び子ども手当支出調書(様式第41号の1)」を「給与(報酬)及び児童手当支出調書(様式第40号の2)」に改め、同項第2号中「様式第41号の1の2」を「様式第41号」に改め、同項第3号中「給与(報酬)及び子ども手当支出調書」を「給与(報酬)及び児童手当支出調書」に改め、同条第4項第1号中「給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証」を「給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証」に、「給与及び子ども手当支給別明細書」を「給与及び児童手当支給別明細書」に改め、同項第2号中「給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証」を「給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証」に改める。

第70条第17号及び第72条第2項第1号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

第74条の見出しを「(給与及び児童手当支出調書等)」に改め、同条第1項中「子ども手当を」を「児童手当を」に、「給与(報酬)及び子ども手当支出調書、給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証及び給与及び子ども手当支給別明細書」を「給与(報酬)及び児童手当支出調書、給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証及び給与及び児童手当支給別明細書」に改め、同条第2項及び第3項中「給与(報酬)及び子ども手当支出調書、給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証」を「給与(報酬)及び児童手当支出調書、給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証」に改める。

第75条第1項中「子ども手当の」を「児童手当の」に、「子ども手当を」を「児童手当を」に、「給与(報酬)及び子ども手当領収証」を「給与(報酬)及び児童手当領収証」に、「給与及び子ども手当支給別明細書」を「給与及び児童手当支給別明細書」に改める。

第118条中「毎年3月及び9月」を「定期及び臨時」に、「検査するものとする」を「検査しなければならない」に改める。

第122条の2中「又は随時」を「及び臨時」に改める。

第122条の3第1項中「令第158条の2第1項の規定により市税の収納の委託を受けた者」を「市税収納受託者」に、「又は随時」を「及び臨時」に改める。

第294条中「、農林部所管事務の処理についての局長は農林部長と、健康推進部所管事務の処理についての局長は健康推進部長と、土木部所管事務の処理についての局長は土木部長と」を削る。

別表第1甲表中「及び旧園邸・松向庵の利用」を「、旧園邸・松向庵の利用及び展覧会の入場等」に、

農業総務課	農業総務課長	ア 金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センターの使用料の収入に関する事務 イ 競馬場における競馬事業に係る歳入の収入に関する事務、勝馬投票券の払戻金、返還金、発売事故補填金、払戻事故補填金及び返還金事故補填金の支払事務並びに現金の保管に関する事務 ウ 農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務 エ 市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	を
農業センター	農業センター所長	農業センターにおける生産品の売払及び趣味園芸講座の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	

農業振興課	農業振興課長	ア 金沢湯涌みどりの里農産物加工交流センターの使用料の収入に関する事務 イ 競馬場における競馬事業に係る歳入の収入に関する事務、勝馬投票券の払戻金、返還金、発売事故補填金、払戻事故補填金及び返還金事故補填金の支払事務並びに現金の保管に関する事務 ウ 市民講座等の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	に、
農業センター	農業センター所長	農業センターにおける生産品の売払及び趣味園芸講座の受講に係る実費の収入に関する事務	所属職員	
農業基盤整備課	農業基盤整備課長	農村下水道事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員	

「東部クリーンセンター」を「東部環境エネルギーセンター」に、

市街地再生課	市街地再生課長	市街地再開発事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
道路建設課	道路建設課長	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく宅地造成の許可に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
道路管理課	道路管理課長	道路占用料、法定外公共物の使用料、駅前広場使用料、道路境界証明手数料、車道幅員証明手数料、図面の閲覧又は照合の手数料及び道路管理課で取り扱う道路台帳図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員
内水整備課	内水整備課長	流水占用料等、法定外公共物の使用料及び河川境界証明手数料の収入に関する事務	所属職員

を

市街地再生課	市街地再生課長	市街地再開発事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
--------	---------	------------------------	------

に、

建築指導課	建築指導課長	建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認等、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく許可等、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく認定等及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく認定に係る手数料並びに開発登録簿の写しの交付に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	---	------

を

建築指導課	建築指導課長	ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく確認等、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定に基づく許可等、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づく認定等及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく認定に係る手数料並びに証明の事務に係る手数料の収入に関する事務 イ 建築計画概要書等の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員
道路建設課	道路建設課長	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定に基づく宅地造成の許可に係る手数料の収入に関する事務	所属職員
道路管理課	道路管理課長	道路占用料、法定外公共物の使用料、駅前広場使用料、道路境界証明手数料、車道幅員証明手数料、図面の閲覧又は照合の手数料及び道路管理課で取り扱う道路台帳図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員
内水整備課	内水整備課長	流水占用料等、法定外公共物の使用料及び河川境界証明手数料の収入に関する事務	所属職員

に

改める。

別表第1の2中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

別表第2中「給与（報酬）及び子ども手当支出調書」を「給与（報酬）及び児童手当支出調書」に、「給与（報酬）及び子ども手当前渡金請求及び領収証」を「給与（報酬）及び児童手当前渡金請求及び領収証」に、「給与及び子ども手当支給別明細書」を「給与及び児童手当支給別明細書」に改める。

別表第4中

市民局	市民センター	市民課長	所長	を
福祉健康局	城北児童会館	こども福祉課長	館長	
	保育所		所長	
	福祉健康センター	健康総務課長	所長	

農林局	農業センター	農業振興課長	所長	に、
市民局	市民センター	市民課長	所長	
福祉局	城北児童会館	こども福祉課長	館長	
	保育所		所長	
保健局	福祉健康センター	健康総務課長	所長	

	西部クリーンセンター新工場建設事務所	施設管理課長	所長	を
	西部クリーンセンター		所長	
	東部クリーンセンター		所長	
	西部衛生センター		所長	

	西部環境エネルギーセンター	施設管理課長	所長	に、
	東部環境エネルギーセンター		所長	
	西部衛生センター		所長	

「都市整備局」を「土木局」に改める。
 様式第27号の次に次の1様式を加える。

様式第27号の2 (第55条関係)

第1葉

公金払込書兼領収証書

会 計	会計	課 (所) 名コード			
税 目		金 額			
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
					円
合 計					円

上記の金額を払い込みます。

年 月 日

金沢市市税収納受託者
 金沢市指定金融機関
 金沢市指定代理金融機関
 金沢市収納代理金融機関

様

上記の金額を領収しました。

金沢市指定金融機関
 金沢市指定代理金融機関
 金沢市収納代理金融機関

領収日付印

第2葉

収 入 済 通 知 書

「注」記載事項は第1葉に同じ

上記の金額を領収したので通知します。

年 月 日

(宛先) 金沢市会計管理者

金沢市指定金融機関
 金沢市指定代理金融機関
 金沢市収納代理金融機関

領収日付印

様式第41号の1中「第74条関係」を「第74条、別表第2関係」に、「給与(報酬)及び子ども手当支出調書」を「給与(報酬)及び児童手当支出調書」に改め、同様式を様式第40号の2とする。

様式第41号の1の2中「第66条関係」を「第66条、別表第2関係」に改め、同様式を様式第41号とする。

様式第41号の2中「給与(報酬)及び子ども手当前渡金請求及び領収証」を「給与(報酬)及び児童手当前渡金請求及び領収証」に、「子ども手当」を「児童手当」に改める。

様式第41号の3中「給与及び子ども手当支給別明細書」を「給与及び児童手当支給別明細書」に、

「子ども手当」を「児童手当」に改める。

様式第41条の5中「給与(報酬)及び子ども手当領収証」を「給与(報酬)及び児童手当領収証」に、「給与及び子ども手当支給別明細書」を「給与及び児童手当支給別明細書」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「請負契約」の次に「及び測量、設計等コンサルタント業務(測量業務、建築コンサルタント業務、設備コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務をいう。以下同じ。)」の委託契約」を加える。

第14条第2項第1号中「そのつど」を「その都度」に改め、同項第2号中「10分の8.5を超えず、かつ、3分の2を下らない範囲内でそのつど定める額」を「10分の8を超えず、かつ、10分の6を下らない範囲内でその都度定める額(次条第1項第12号に掲げる契約のうち、地質調査業務に係る委託契約にあっては、予定価格の10分の8.5を超えず、かつ、3分の2を下らない範囲内でその都度定める額)」に改め、同条第5項中「次条第1項第11号」を「次条第1項第12号」に改める。

第15条第1項第19号を第20号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) コールセンター業務に係る委託契約(第4号に掲げる契約を除く。)

第15条第2項第1号中「そのつど」を「その都度」に改め、同項第2号中「前項第2号から第19号まで」を「前項第2号から第11号まで及び第13号から第20号まで」に、「3分の2」を「10分の7」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第12号に掲げる契約 予定価格の10分の8を超えず、かつ、10分の6を下らない範囲内でその都度定める額(地質調査業務に係る委託契約にあっては、予定価格の10分の8.5を超えず、かつ、3分の2を下らない範囲内でその都度定める額)

第15条第3項中「第11号」を「第12号」に改める。

第25条の2に次の1号を加える。

(7) コールセンター業務に係る委託契約

第25条の3に次の1号を加える。

(12) コールセンター業務に係る委託契約 5年

第43条第1項各号列記以外の部分中「契約者」の次に「(第10号から第16号までにあつては、契約者が共同企業体である場合は、その構成員)」を加え、同項第5号中「各名あて人」を「各名宛人」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第9号中「第96条の3」を「第96条の6」に改め、同項中第10号を第17号とし、第9号の次に次の7号を加える。

(10) 役員等(契約者が個人である場合にあってはその者を、契約者が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。第12号から第14号までにおいて同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(次号から第14号までにおいて「暴力団員」という。)であると認められるとき。

- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号から第14号までにおいて同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (12) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
- (13) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (14) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (15) 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (16) 第10号から第14号までのいずれかに該当する者を下請契約、購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市長が契約者に対して当該契約の解除を求め、契約者がこれに従わなかったとき。

第43条第5項中「補てん」を「補填」に改める。

別表中「農林部長」を「農林局長」に、「土木部長」を「土木局長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市契約規則（以下「新規則」という。）第14条及び第15条（これらの規定を新規則第21条において準用する場合を含む。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に公告する一般競争入札及び入札に参加する者に通知する指名競争入札による契約について適用し、施行日前に公告した一般競争入札及び入札に参加する者に通知した指名競争入札による契約については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎4号の項を削り、同表東京公舎5号の項中「東京公舎5号」を「東京公舎4号」に改め、同表東京公舎6号の項を削り、同表金沢公舎1号の項中「36,686円」を「32,038円」に改め、同表金沢公舎2号の項を次のように改める。

金沢公舎2号	金沢市芳齊1丁目6番30号	29,412円
--------	---------------	---------

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 市税の納付又は納入を受けた場合は、領収済通知書、納付書の控え（納付書の控えがあるものに限る。）及び領収証書に証印をし、当該領収済通知書は直ちに会計管理者に送付し、当該納付書の控え（納付書の控えがあるものに限る。）は指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関が保存し、当該領収証書は納税者に交付しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

- 3 金沢市財務規則第55条第2項に規定する市税収納受託者（以下「市税収納受託者」という。）は、市税の納付を

受けた場合においては、領収済通知書、納付書の控え及び領収証書に証印をし、当該領収済通知書及び納付書の控えは市税収納受託者が保存し、当該領収証書は納税者に交付しなければならない。

第6条の次に次の3条を加える。

(延滞金の減免)

第6条の2 市長は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、法第326条第3項、第369条第2項、第455条第2項、第482条第3項、第535条第2項、第608条第2項、第701条の11第2項又は第701条の60第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、市税の延滞金につき、納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として減免するものとする。

- (1) 納税者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税者等」という。）がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害（次条第1項及び第15条の3において「災害」という。）又は盗難により多額の損失（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分のものを除く。）を受けた場合
- (2) 納税者等又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷し、多額の医療費（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分のものを除く。）を支払った場合
- (3) 納税者等がその事業を廃止し、又は休止した場合で、やむを得ない理由があると認められるとき。
- (4) 納税者等がその事業につき著しい損失を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき。
- (5) 納税者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者である場合又はこれと同程度の実情にあると認められる者である場合
- (6) 納税者等が破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき。
- (7) 納税者等の相続人が、限定承認又は相続の放棄をし、相続財産の管理人が選任された場合で、配当原資がないと認められるとき。
- (8) 納税者等が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定を受けた場合又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定を受けた場合で、やむを得ない理由があると認められるとき。
- (9) 納税者等が死亡し、又は身体の拘束を受けたため、滞納となった場合
- (10) 納税者等が納税の告知があったことを知ることができない正当な理由がある場合で、やむを得ないと認められるとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合

2 前項の規定による延滞金の減免を受けようとする納税者等は、当該延滞金の計算の基礎となる市税を納付し、又は納入する際、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 納税者等の住所及び氏名又は名称
- (2) 減免を受けようとする事由
- (3) 年度、税目、納期の別及び延滞金額

(市民税の減免)

第6条の3 条例第36条第1項各号に掲げる者に対する市民税の減免は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第36条第1項第1号に該当する者 全額の免除
- (2) 条例第36条第1項第2号に該当する者のうち、法第314条の2第10項に規定する勤労学生で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 全額の免除
- (3) 条例第36条第1項第3号に該当する者のうち、政令第47条に規定する収益事業（次号及び第8条の2において「収益事業」という。）を行わない者 全額の免除
- (4) 条例第36条第1項第4号に該当する者のうち、次のアからコまでのいずれかに該当する者 それぞれ次のアからコまでに定めるところによる。

ア 生活保護法の規定による保護を受けている者と同程度の実情にあると認められるもの 全額の免除

イ 納税義務者の相続人（納税義務者が災害によって死亡したことにより、法第9条第1項の規定によりその納税義務を承継した者に限る。）で、当該承継した市民税（ウにおいて「承継市民税」という。）の納付が著しく困難であると認められるもの 全額の免除

ウ 納税義務者の相続人（納税義務者が災害以外の事由によって死亡したことにより、法第9条第1項の規定によりその納税義務を承継した者に限る。）で、承継市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の減免

被相続人の前年の合計所得金額	減免する額
200万円以下	全額
200万円を超え300万円以下	10分の7の額
300万円を超え400万円以下	10分の5の額

エ 納税義務者が災害により障害者（法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった者で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 10分の9の減額

オ 災害により、自ら又はその控除対象配偶者（法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。）若しくは扶養親族（同項第8号に規定する扶養親族をいう。）が所有し、かつ、居住の用に供している家屋又は家財について、多額の損失（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分のものを除く。）を受けた者で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の減免

区 分		減免する額
前年の合計所得金額	居住の用に供している家屋又は家財の価格に対する損失の割合	
500万円以下	5分の1以上3分の1未満	10分の6の額
	3分の1以上2分の1未満	10分の8の額
	2分の1以上	全額
500万円を超え750万円以下	5分の1以上3分の1未満	10分の4の額
	3分の1以上2分の1未満	10分の6の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の8の額
	3分の2以上	全額
750万円を超え1,000万円以下	5分の1以上3分の1未満	10分の2の額
	3分の1以上2分の1未満	10分の4の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の6の額
	3分の2以上	10分の8の額

カ 失業、廃業（法人設立によるものを除く。）その他これらに準ずる事由によって当該年の所得の見積額が前年の所得に比べ減少したことにより、生活に困窮する者で、市民税の納付が著しく困難であると認められるもの 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の減免

区 分		減免する額
前年の合計所得金額	前年の合計所得金額に対する当該年の合計所得金額の見積額の減少の割合	
100万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の8の額
	2分の1以上	全額
100万円を超え200万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の6の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の8の額
	3分の2以上	全額
200万円を超え300万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の4の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の6の額
	3分の2以上	10分の8の額
300万円を超え400万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の2の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の4の額
	3分の2以上	10分の6の額

キ 自ら又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族が疾病又は負傷によって多額の医療費（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分のものを除く。）を支払ったことにより、市民税の納付が著しく困難であると認められる者 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の減免

区 分		減免する額
前年の合計所得金額	前年の合計所得金額に対する当該年の合計所得金額の見積額の減少の割合	
100万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の8の額
	2分の1以上	全額
100万円を超え200万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の6の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の8の額
	3分の2以上	全額
200万円を超え300万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の4の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の6の額
	3分の2以上	10分の8の額
300万円を超え400万円以下	3分の1以上2分の1未満	10分の2の額
	2分の1以上3分の2未満	10分の4の額
	3分の2以上	10分の6の額

ク 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（第7条の2において「認可地縁団体」という。）で、収益事業を行わないもの 全額の免除

ケ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で、収益事業を行わないもの 全額の免除

コ その他市長が特に必要があると認めるもの 市長が必要であると認める額の減免

2 前項各号に規定する事由のうち2以上のものに該当する者から条例第36条第2項の規定による申請書（次条において「減免申請書」という。）の提出があった場合は、当該該当する前項の規定による減免額のうち、その額が最も大きいものを当該提出に係る減免額とする。

第6条の4 市民税の減免の決定は、減免申請書を提出した者について、当該減免申請書の提出のあった日以後に納期の末日が到来する納期分の税額について行うものとする。

第7条の次に次の3条を加える。

（固定資産税の減免割合）

第7条の2 条例第56条第1項各号に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免の割合は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第56条第1項第1号に該当する固定資産 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

固 定 資 産	減免の割合
ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産	10分の10
イ 上記の者と同程度の実情にあると認められる者が所有する固定資産	10分の10

(2) 条例第56条第1項第2号に該当する固定資産 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

固 定 資 産	減免の割合
ア 認可地縁団体その他これに類する地域団体が集会所その他の公共的施設として直接専用する固定資産	10分の10
イ 消防団、自主防災組織等が消防又は防災のために直接専用する固定資産	10分の10
ウ 不特定多数の住民に開放されている公園及び広場	10分の10
エ 県又は市の指定する文化財及びこれらに準ずるもので史料として価値の高い	10分の10

固定資産		
オ	県又は市の指定する文化財及びこれらに準ずるもので史料として価値の高いものを専ら収容するための固定資産	10分の5
カ	金沢市公民館設置条例(昭和24年条例第408号)第2条第1項に定める公民館及びその附属施設として直接その用途に使用する固定資産	10分の10
キ	建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等	10分の10
ク	集じん庫、汚水処理施設、浄水施設その他の地域住民のために利用されている公益的施設として直接その用途に供する固定資産	10分の10

- (3) 条例第56条第1項第3号に該当する固定資産 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

種類	区 分		減免の割合
	損 害 の 程 度		
土地	被害面積がその土地の面積の10分の8以上であるとき。		10分の10
	被害面積がその土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。		10分の8
	被害面積がその土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。		10分の6
	被害面積がその土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。		10分の4
家屋	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき。		10分の10
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、その家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。		10分の8
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、その家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。		10分の6
	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、その家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。		10分の4
償却資産	家屋に準ずる損害の程度		家屋に準ずる割合

- (4) 条例第56条第1項第4号に該当する固定資産 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合

固 定 資 産		減免の割合
ア	相続税法(昭和25年法律第73号)の規定によって物納された固定資産	10分の10
イ	公益社団法人又は公益財団法人が直接その本来の事業の用に供する固定資産(特例民法法人が直接その本来の事業の用に供する固定資産を含む。)で、公共の福祉を増進し、市政に大きく寄与するもののうち、市長が特に必要と認めるもの	10分の10
ウ	賦課期日以前に国又は地方公共団体による買収等の契約が完了し、かつ、やむを得ない事由により当該賦課期日後に所有権の移転登記がされた固定資産	10分の10
エ	法第348条第2項各号に掲げる固定資産のうち、賦課期日後に社会福祉施設等の用に供された固定資産で、当該賦課期日に当該固定資産においてその施設の建築等が着手されていたもののうち、市長が特に必要があると認めるもの	10分の10
オ	その他市長が特に必要があると認める固定資産	市長が必要があると認める割合

(固定資産税の減免の決定)

第7条の3 固定資産税の減免の決定は、条例第56条第2項の規定による申請書（この条及び次条において「減免申請書」という。）を提出した者について、当該減免申請書の提出のあった日（条例第11条の2の規定により減免申請書の提出期限の延長があった場合には、当該減免申請書に係る固定資産が条例第56条第1項第2号から第4号までに掲げる固定資産に該当した日（以下「減免事由発生日」という。））以後に納期の末日が到来する納期分の税額（条例第56条第1項第2号から第4号までに該当する固定資産について固定資産税の減免をする場合は、法第20条の4の2第6項の規定により最初の納期に係る分割金額に合算された納期ごとの分割金額に係る1,000円未満の端数のうち、当該減免申請書の提出のあった日以後に納期の到来する納期分に係る1,000円未満の端数の税額を含む。）について、次条に定めるところにより行うものとする。

- 2 条例第56条第1項第3号に該当する固定資産について固定資産税の減免をする旨の決定をした場合は、当該減免の事由の発生日がその年度の賦課期日の翌日以後であるときは、当該年度の翌年度の税額についても次条第2項に定めるところにより減免の決定を行うものとする。

（減免額の算出方法）

第7条の4 条例第56条第1項第1号に該当する固定資産について固定資産税の減免をする場合の減免の額は、減免申請書の提出のあった日以後に納期の末日が到来する納期分の税額に第7条の2第1号に定める減免の割合を乗じて得た額とする。この場合において、減免の対象となる固定資産が共有物件である場合で、その一部の共有者にのみ減免の事由が発生したときは、その者の持分により算出する。

- 2 条例第56条第1項第2号から第4号までに該当する固定資産について固定資産税の減免をする場合の減免の額は、減免の対象となる固定資産の課税標準額に第7条の2第2号から第4号までに定める減免の割合を乗じて得た額の合計額に、次の表に掲げる減免申請書の提出日の区分に応じた期別の割合及び税率を乗じて算出する。

減 免 申 請 書 の 提 出 日	期別の割合
第1期の納期限前5日まで	4分の4
第1期の納期限前4日から第2期の納期限前5日まで	4分の3
第2期の納期限前4日から第3期の納期限前5日まで	4分の2
第3期の納期限前4日から第4期の納期限前5日まで	4分の1

- 3 条例第11条の2の規定により減免申請書の提出期限の延長があった場合における前項の規定の適用については、同項中「減免申請書の提出日」とあるのは「減免事由発生日」と、「納期限前5日」とあるのは「納期限」と、「納期限前4日」とあるのは「納期限の翌日」とする。

第8条の次に次の2条を加える。

（軽自動車税の減免）

第8条の2 条例第72条の2第1項及び第72条の3第1項に規定する軽自動車税の減免は、次の各号に掲げる軽自動車等（条例第66条第1項に規定する軽自動車等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第72条の2第1項に該当する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当する軽自動車等 全額の免除
- ア 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関のうち、同条の厚生労働大臣の定める者が開設した病院又は診療所が所有する救急自動車である軽自動車等及びこれらの医療機関が所有し、かつ、へき地巡回診療のために使用する軽自動車等
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人又は社会福祉事業を行う者で収益事業を行わないものが所有する軽自動車等のうち、専ら身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な者の輸送の用に供する軽自動車等
- (2) 条例第72条の3第1項第1号に該当する軽自動車等のうち、当該軽自動車等の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証に事業用と記載されている軽自動車等以外の軽自動車等 全額の免除
- (3) 条例第72条の3第1項第2号に該当する軽自動車等のうち、次のいずれかに該当する軽自動車等 全額の免除
- ア 車椅子の昇降装置及び固定装置を装着している軽自動車等
 - イ 浴槽を装着している軽自動車等
 - ウ ア又はイに掲げるもののほか、市長がその構造が専ら身体又は精神に障害を有し、歩行が困難な者の利用に供すると認める軽自動車等

2 前項第2号に該当する軽自動車等に対する軽自動車税の減免は、軽自動車等を所有する身体障害者等（次条に規定する身体障害者等をいう。以下この項において同じ。）又は同条第2号に規定する者で年齢18歳未満の身体障害者若しくは同条第5号若しくは第6号に規定する者と生計を一にする者で当該軽自動車等を所有するものが次の各号のいずれかに該当する場合は、行わないものとする。

- (1) 当該身体障害者等の利用に係る軽自動車等について、既に当該減免を受けている場合
- (2) 当該身体障害者等の利用に係る軽自動車等について、当該減免に相当する事由により他の地方公共団体における軽自動車税の減免等を受けている場合
- (3) 当該身体障害者等の利用に係る自動車（法第145条第1項に規定する自動車をいう。）について、当該減免に相当する事由により自動車税の減免等を受けている場合

（身体障害者等が運転する軽自動車等に係る身体障害者等の範囲）

第8条の3 条例第72条の3第1項第1号に規定する身体障害者等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（以下この条において「身体障害者」という。）が軽自動車等を所有し、かつ、運転する場合（以下この号において「身体障害者が運転する場合」という。）にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障 害 の 区 分		身体障害者が運転する場合における障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から6級（7級の重複により6級となる場合を含む。）までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（2級のうち1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級及び3級
腎臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級

- (2) 身体障害者が所有する軽自動車等（身体障害者が満18歳未満の場合は、生計を一にする者が所有するものを含む。）を身体障害者と生計を一にする者が運転する場合及び身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者が所有する軽自動車等を身体障害者を常時介護する者が運転する場合（以下この号において「生計を一にする者等が運転する場合」という。）にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者

障 害 の 区 分		生計を一にする者等が運転する場合における障害の級別
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害		2級及び3級
平衡機能障害		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級、2級及び3級の1（一方の下肢に3級の2若しくは3級

		の3の障害があり、もう一方の下肢に4級の3若しくは4級の4の障害がある場合又は両下肢に4級の3若しくは両下肢に4級の4の障害がある場合を含む。)
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(2級のうち1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1級から3級(3級のうち1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
心臓機能障害		1級及び3級
腎臓機能障害		1級及び3級
呼吸器機能障害		1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級
小腸機能障害		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級
肝臓機能障害		1級から3級までの各級

- (3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(以下この条において「戦傷病者」という。)が軽自動車等を所有し、かつ、運転する場合(以下この号において「戦傷病者が運転する場合」という。)にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	戦傷病者が運転する場合における障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- (4) 戦傷病者が所有する軽自動車等を戦傷病者と生計を一にする者が運転する場合及び身体障害者等のみで構成される世帯の戦傷病者が所有する軽自動車等を戦傷病者を常時介護する者が運転する場合(以下この号において「生計を一にする者等が運転する場合」という。)にあつては、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	生計を一にする者等が運転する場合における障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症

下肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症

- (5) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳に記載されている障害の程度がAである者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第3項の規定により自立支援医療受給者証（自立支援医療の種類が障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第1条第3号に規定する精神通院医療であるものに限る。）の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者
第15条の2の次に次の1条を加える。

（事業所税の減免）

第15条の3 条例第117条の21第1項に規定する事業所税の減免は、次の表に定めるところにより行うものとする。

減免の対象となる施設等	減免する額	備 考
(1) 災害により著しい被害を受けた事業所用家屋	市長が必要であると認める額	
(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条第1項の規定による指定自動車教習所	資産割及び従業者割の2分の1の額	
(3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口に掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行う者が当該事業の用に供する施設（当該者が当該事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合の当該施設に限る。）	資産割及び従業者割に、学校利用割合に2分の1を乗じて得た割合を乗じた額	学校利用割合とは、当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除して得た数をいう。
(4) 酒税法（昭和28年法律第6号）第9条第1項に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	資産割の2分の1の額	
(5) 法第701条の41第1項の表第15号に掲げる施設で、当該施設に係る事業を行う者が市内に有するタクシーの台数が250台以下である場合の当該施設	資産割及び従業者割の全額	
(6) 旧中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）の施行前において小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第19号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの	資産割及び従業者割の全額	
(7) 金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例（昭和58年条例第18号）による改正前の金沢市産業振興資金融資条例（昭和32年条例第6号）第2条の2第	資産割及び従業者割の3分の2の額	平成12年7月31日までに新築し、又は増築した場合に限る。

<p>6号若しくは第7号又は金沢市産業振興資金融資条例の一部を改正する条例（平成13年条例第26号）による改正前の金沢市産業振興資金融資条例第2条の2第5号に基づく融資を受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第19号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの</p>		
<p>(8) 市が造成した工業団地内の土地を市から取得した者（当該土地を取得した者が法人の場合にあっては、その親会社又は子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社又は子会社をいう。第15号において同じ。）を含む。）が当該土地に新たに設置した施設（市内の既存施設の移転と認められる施設（以下この表において「市内既存事業所」という。）にあっては、当該移転前よりその事業所床面積が増加したと認められる施設に限る。）で、自ら事業を営むもの（事務所を除く。）</p>	<p>資産割及び従業者割（市内既存事業所にあっては、当該増加した分の事業所床面積に基づき算出した資産割及び従業者割。以下この項において同じ。）の2分の1（中小企業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。第15号において同じ。）にあっては、資産割及び従業者割の3分の2）の額</p>	<p>新築し、又は増築した日から5年間適用する。ただし、土地取得の日から3年以内で、かつ、平成29年3月31日までに新築し、又は増築した場合に限る。</p>
<p>(9) 繊維工業及び衣服その他の繊維製品製造業を行う者で、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行う者にあっては、製造の準備を含む。）の用に供する施設</p>	<p>資産割の2分の1の額</p>	
<p>(10) 農業協同組合、水産業協同組合及び森林組合並びにこれらの組合の連合会が農林水産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）</p>	<p>資産割及び従業者割の全額</p>	
<p>(11) 農業協同組合で昭和51年10月1日前に合併があったものの本来の事業の用に供する施設で、当該合併前に存するもののうち、当該施設につき、当該施設をその本来の事業の用に供していた当該合併前の農業協同組合に対し、条例第117条の16の規定を適用したならば、当該規定に該当することにより、資産割が課されないこととなるもの（前号に掲げる施設を除く。）</p>	<p>資産割の全額</p>	<p>当該施設のうち、当該合併前に存する部分に限る。</p>
<p>(12) 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）第3条第1項に規定する物品を販売する施設</p>	<p>資産割の2分の1の額</p>	
<p>(13) 果実飲料の日本農林規格（平成10年農林水産省告示第1075号）第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格（昭和49年農林省告示第567号）第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下の場</p>	<p>資産割の2分の1の額</p>	

合に限る。)		
(14) 法第701条の41第1項の表第11号、第13号、第14号又は第18号に掲げる施設のうち倉庫業法(昭和31年法律第121号)第7条第1項に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法(昭和26年法律第161号)第2条第2項に規定する港湾運送事業のうち同法第3条第1号に掲げる一般港湾運送事業若しくは同条第2号に掲げる港湾荷役事業の用に供する上屋で、市内に有するこれらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000平方メートル未満であるもの	資産割及び従業者割の全額	
(15) 金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例(平成3年条例第4号)第2条第1号に規定する金沢テクノパーク内において、金沢市土地開発公社から土地を取得した者(当該土地を取得した者が法人の場合にあっては、その親会社又は子会社を含む。)で、同条例第2条第2号に規定する高度技術産業、同条第3号に規定する地域拠点産業又は同条第4号に規定する試験研究開発事業を営むと市長が認めるものが当該土地に新たに設置した施設で、自ら事業を営むもの(事務所を除く。)	資産割及び従業者割の2分の1(中小企業者にあつては、資産割及び従業者割の3分の2)の額	新築し、又は増築した日から5年間適用する。ただし、事業所の新設の日から10年を経過する日までに新築し、又は増築した場合に限る。
(16) ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者がその本来の事業の用に供する施設	従業者割の全額	
(17) 古紙の回収の事業を行う者が当該事業の用に供する施設	資産割の2分の1の額	
(18) 紙の製造業者の古紙又はパルプの保管施設	資産割の2分の1の額	
(19) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が製品又は商品の保管のために要する施設	資産割の2分の1の額	原材料の保管施設を除く。
(20) 家具の販売(製造を兼業とする場合を含む。)の事業を専ら行う者が商品の販売を行うための店舗	資産割の4分の1の額	
(21) 野菜、果実(梅に限る。)又は魚類の漬物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	資産割の4分の3の額	
(22) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により都市計画区域として指定された区域以外の区域に所在する事業の用に供する施設	資産割及び従業者割の2分の1の額	
(23) その他市長が特に必要があると認める施設	市長が必要があると認める額	

2 前項の減免は、課税標準の算定期間の末日の現況により行うものとする。

3 第1項の減免は、その理由が2以上にわたる時は、重複して行わないものとする。

第16条の次に次の2条を加える。

(都市計画税の減免)

第16条の2 都市計画税の減免は、次項に定めるもののほか、固定資産税の減免の例による。

2 石川県公衆浴場基準条例(昭和45年石川県条例第16号)第2条第1号に規定する普通公衆浴場に係る土地(条例第43条の6の規定の適用を受ける土地を除く。)で、直接その業務の用に供するものに係る都市計画税の減免は、当該土地に係る都市計画税の3分の2の額を減額するものとする。

(市税等の減免の取消し)

第16条の3 市長は、市税の延滞金並びに市民税、固定資産税、軽自動車税、事業所税及び都市計画税の減免を決定した後にその減免の事由が消滅した場合又はその減免が不適当と認められる場合は、当該減免の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

第5号様式その2を次のように改める。

その2

(表)

<p style="text-align: center;">年度 金沢市軽自動車税 領収済通知書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">加入者名</td> <td colspan="2">口座番号</td> <td colspan="2">納付額</td> </tr> <tr> <td>収納機 関番号</td> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> <td>納付 区分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>帳票</td> <td>年度</td> <td>区分</td> <td>整理 番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">収納受託者 取扱期限</td> <td colspan="3">納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">納税義務 者名</td> <td style="width: 15%;">納付額</td> <td rowspan="3" style="width: 15%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記金額を領収したので通知します。 (宛先) 金沢市会計管理者</p> <p style="text-align: center;">金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機関又は 金沢市収納代理金融機関</p> <p>石川県金沢市 市町村コード</p> <p style="font-size: small;">この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、 汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>	加入者名		口座番号		納付額		収納機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分			業務	帳票	年度	区分	整理 番号		収納受託者 取扱期限			納期限			納税義務 者名	納付額	領収日付印	延滞金	合 計	<p style="text-align: center;">金沢市軽自動車税 納付書 (控)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年度 金沢市軽自動車税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>石川県金沢市 市町村コード</p>	加入者名	口座番号	納付額		延滞金		合 計		納税者氏名		領収日付印		<p style="text-align: center;">納税者住所・氏名 様</p> <p>金沢市軽自動車税 口座振替納付の 不能について (お知らせ)</p> <p>あなたの市税納付額が のため振替できませんでしたので、この納付書で最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市市税収納受託者に納めてください。</p> <p>この納付書 (月日現在作成) の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、この納付書がお手元に届くこともありますので御承ください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">年度 金沢市軽自動車税 納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">納期限</td> </tr> <tr> <td>車両(標識)番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車種区分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 付 額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市市税収納受託者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> <p>石川県金沢市 市町村コード</p> <p style="font-size: small;">この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>	納期限		車両(標識)番号		車種区分		整理番号		納 付 額		延 滞 金		合 計		領収日付印		<p style="text-align: center;">軽自動車税納税証明書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">様</td> </tr> <tr> <td>車両番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本証明書の有効期限</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の車両番号の軽自動車等に係る軽自動車税は、領収日付印欄に領収印があるものに限り、滞納がないことを証明します。</p> <p>車両番号及び本証明書の有効期限欄に *印が印字されているものは無効です。</p> <p>金沢市長 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">領収日付印</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	様		車両番号		本証明書の有効期限		領収日付印	
加入者名		口座番号		納付額																																																																	
収納機 関番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分																																																																		
業務	帳票	年度	区分	整理 番号																																																																	
収納受託者 取扱期限			納期限																																																																		
納税義務 者名	納付額	領収日付印																																																																			
	延滞金																																																																				
	合 計																																																																				
加入者名	口座番号																																																																				
納付額																																																																					
延滞金																																																																					
合 計																																																																					
納税者氏名																																																																					
領収日付印																																																																					
納期限																																																																					
車両(標識)番号																																																																					
車種区分																																																																					
整理番号																																																																					
納 付 額																																																																					
延 滞 金																																																																					
合 計																																																																					
領収日付印																																																																					
様																																																																					
車両番号																																																																					
本証明書の有効期限																																																																					
領収日付印																																																																					

(裏)

<p>この欄には、この証明書の使用目的、注意事項等を記入すること。</p>			
---------------------------------------	--	--	--

第25号様式その1を次のように改める。

その1

(表)

様	領 収 済 通 知 書	金沢市税納付書(控)	督 促 状																																																			
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>業務</th> <th>帳票</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>期別</th> <th>整理番号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	業務	帳票	年度	年度分	期別	整理番号							<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>税 目</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>期別</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>税 額</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>延滞金</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	税 目		年度	年度分	期別				税 額		延滞金		合 計		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>税 額</th> <th>延滞金</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>納税者氏名</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	税 額	延滞金			合 計		納税者氏名		<p>あなたの滞納となっております。至急最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。</p> <p>本状(月日現在作成)の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、本状がお手元に届くこともありますので御了承ください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 金沢市長 印</p> <p style="text-align: center;">納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年度分</th> <th>年度分</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>整理番号</th> <th>事業年度</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>税 額</th> <th>延滞金</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>納期限</th> </tr> <tr> <td>督促状発付の日から起算して10日を経過した日</td> </tr> </table> <p>上記の金額を納付します。 上記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p> <p>この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	年度分	年度分			整理番号	事業年度			税 額	延滞金			合 計		納期限	督促状発付の日から起算して10日を経過した日
	業務	帳票	年度	年度分	期別	整理番号																																																
	税 目																																																					
	年度	年度分	期別																																																			
	税 額																																																					
延滞金																																																						
合 計																																																						
税 額	延滞金																																																					
合 計																																																						
納税者氏名																																																						
年度分	年度分																																																					
整理番号	事業年度																																																					
税 額	延滞金																																																					
合 計																																																						
納期限																																																						
督促状発付の日から起算して10日を経過した日																																																						
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>税 額</th> <th>延滞金</th> <th>事業年度</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>合 計</th> <th>法人番号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	税 額	延滞金	事業年度				合 計	法人番号			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>期別</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>税 額</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>延滞金</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>合 計</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> <tr> <th>納税者氏名</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	年度	年度分	期別				税 額		延滞金		合 計		納税者氏名		<p>上記の金額を領収したので通知します。</p> <p>(宛先) 金沢市会計管理者</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p>	<p>石川県金沢市 市町村コード</p> <p>領収日付印</p>																											
税 額	延滞金	事業年度																																																				
合 計	法人番号																																																					
年度	年度分	期別																																																				
税 額																																																						
延滞金																																																						
合 計																																																						
納税者氏名																																																						
<p>石川県金沢市 市町村コード</p>	<p>石川県金沢市 市町村コード</p>	<p>石川県金沢市 市町村コード</p>	<p>石川県金沢市 市町村コード</p>																																																			

(裏)

		<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>
	郵便はがき	

第25号様式に次のように加える。

その3

(表)

様	領 収 済 通 知 書	金沢市税納付書(控)	督 促 状																																																																																													
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>業務</th> <th>帳票</th> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>期別</th> <th>整理番号</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	業務	帳票	年度	年度分	期別	整理番号							<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">税 目</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>期別</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="3">税 額</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="3">延滞金</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	税 目						年度	年度分	期別				税 額						延滞金						合 計						<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年度</th> <th>年度分</th> <th>期別</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="3">税 額</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="3">延滞金</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="3">納税者氏名</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	年度	年度分	期別				税 額						延滞金						合 計						納税者氏名						<p>あなたの が滞納となっています。至急最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市市税収納受託者に納めてください。</p> <p>本状(月日現在作成)の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、本状がお手元に届くこともありますので御了承ください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 金沢市長 [印]</p> <p style="text-align: center;">納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年度分</th> <th>年度分</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th>整理番号</th> <td> </td> </tr> <tr> <th>事業年度</th> <td> </td> </tr> <tr> <th>税 額</th> <th>延滞金</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <th colspan="2">納期限</th> </tr> <tr> <td colspan="2">督促状発付の日から起算して10日を経過した日</td> </tr> </table> <p>上記の金額を納付します。 上記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市市税収納受託者</p> <p>この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p> <p style="text-align: right;">石川県金沢市 [市町村コード] 領収日付印</p>	年度分	年度分			整理番号		事業年度		税 額	延滞金			合 計				納期限		督促状発付の日から起算して10日を経過した日	
	業務	帳票	年度	年度分	期別	整理番号																																																																																										
	税 目																																																																																															
	年度	年度分	期別																																																																																													
	税 額																																																																																															
延滞金																																																																																																
合 計																																																																																																
年度	年度分	期別																																																																																														
税 額																																																																																																
延滞金																																																																																																
合 計																																																																																																
納税者氏名																																																																																																
年度分	年度分																																																																																															
整理番号																																																																																																
事業年度																																																																																																
税 額	延滞金																																																																																															
合 計																																																																																																
納期限																																																																																																
督促状発付の日から起算して10日を経過した日																																																																																																
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td> </td> </tr> </table>	事業年度		法人番号		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>石川県金沢市 [市町村コード]</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	石川県金沢市 [市町村コード]	領収日付印			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>石川県金沢市 [市町村コード]</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	石川県金沢市 [市町村コード]	領収日付印																																																																																			
事業年度																																																																																																
法人番号																																																																																																
石川県金沢市 [市町村コード]	領収日付印																																																																																															
石川県金沢市 [市町村コード]	領収日付印																																																																																															
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>収納受託者</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>取扱期限</td> <td> </td> </tr> </table>	収納受託者		取扱期限																																																																																												
収納受託者																																																																																																
取扱期限																																																																																																
	<p>上記の金額を領収したので通知します。</p> <p>(宛先) 金沢市会計管理者</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p>																																																																																															
	<p style="text-align: right;">領収日付印</p>																																																																																															
	<p>石川県金沢市 [市町村コード]</p>																																																																																															

(裏)

		<p>この欄には、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p>
	郵便はがき	

第30号様式その2中

扶養親族該当区分								
控	老	特	同	老	そ	同	特	他
配	配	定	老	人	の	障	障	障

を	控	老	扶養親族該当区分							に改める。
			特	同	老	16	そ	同	特	
	配	配	定	老	歳	の	障	障	障	
				人	未	他				
					満					

第42号様式を次のように改める。

第42号様式 (第9条関係)

その1

(表)


<p style="text-align: center;">年度 金沢市軽自動車税 領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>納付額</td> </tr> <tr> <td>収納機 関番号</td> <td>納付 番号</td> <td>確認 番号</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>年度</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>帳票</td> <td>年度分</td> <td>整理 番号</td> </tr> <tr> <td>収納受託者 取扱期限</td> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width:15%;">納税義務者名</td> <td style="width:15%;">納付額</td> <td rowspan="3" style="width:15%;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">上記金額を領収したので通知します。 (宛先) 金沢市会計管理者</p> <p style="text-align: center;">金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融機関又は 金沢市収納代理金融機関</p> <p>石川県金沢市 市町村コード</p> <p style="font-size: small;">この領収済通知書は、直接機械で処理しますので、 汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>	加入者名	口座番号	納付額	収納機 関番号	納付 番号	確認 番号	業務	年度	区分	帳票	年度分	整理 番号	収納受託者 取扱期限	納期限		納税義務者名	納付額	領収日付印	延滞金	合 計	<p style="text-align: center;">金沢市軽自動車税 納付書 (控)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年度 金沢市軽自動車税</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納付額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">領収日付印</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> </table> <p>石川県金沢市 市町村コード</p>	加入者名	口座番号	納付額		延滞金		合 計		納税者氏名		領収日付印		<p style="text-align: center;">年度 金沢市軽自動車税 納税通知書兼領収証書</p> <p style="text-align: center;">納税者住所・氏名 様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>車両(標識) 番号</td> <td>車種区分</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">右記の納付額を納期限 までに金沢市指定金融 機関、金沢市指定代 理金融機関、金沢市収 納代理金融機関又は金 沢市市税収納受託者に 納めてください。</td> <td>納付額</td> <td rowspan="3" style="width:10%; text-align: center;">領 収 日付印</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>金沢市長 印 上記の金額を領収 しました。</p> <p style="font-size: small;">金沢市指定金融機関、 金沢市指定代理金融 機関、金沢市収納代 理金融機関又は金沢 市市税収納受託者</p> <p style="font-size: small;">この領収証書は、後 日の証拠として5年間 保存してください。</p> <p>石川県金沢市 市町村コード</p>	車両(標識) 番号	車種区分	整理番号	納期限	右記の納付額を納期限 までに金沢市指定金融 機関、金沢市指定代 理金融機関、金沢市収 納代理金融機関又は金 沢市市税収納受託者に 納めてください。	納付額	領 収 日付印	延滞金	合 計	<p style="text-align: center;">軽自動車税納税証明書 (継続検査用)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">様</td> </tr> <tr> <td>車両番号</td> </tr> <tr> <td>本証明書の 有効期限</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">上記の車両番号の軽 自動車等に係る軽自動 車税は、領収日付印欄 に領収印があるものに 限り、滞納がないこと を証明します。</p> <p style="font-size: x-small;">車両番号及び本証明 書の有効期限欄に* 印が印字されている ものは無効です。</p> <p style="text-align: center;">金沢市長 印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">領収日付印</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> </table>	様	車両番号	本証明書の 有効期限	領収日付印	
加入者名	口座番号	納付額																																															
収納機 関番号	納付 番号	確認 番号																																															
業務	年度	区分																																															
帳票	年度分	整理 番号																																															
収納受託者 取扱期限	納期限																																																
納税義務者名	納付額	領収日付印																																															
	延滞金																																																
	合 計																																																
加入者名	口座番号																																																
納付額																																																	
延滞金																																																	
合 計																																																	
納税者氏名																																																	
領収日付印																																																	
車両(標識) 番号	車種区分																																																
整理番号	納期限																																																
右記の納付額を納期限 までに金沢市指定金融 機関、金沢市指定代 理金融機関、金沢市収 納代理金融機関又は金 沢市市税収納受託者に 納めてください。	納付額	領 収 日付印																																															
	延滞金																																																
	合 計																																																
様																																																	
車両番号																																																	
本証明書の 有効期限																																																	
領収日付印																																																	

(裏)

<p style="font-size: small;">この欄には、この証明 書の使用目的、注意事項 等を記入すること。</p>	<p style="font-size: small;">この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条 例の規定の要旨、納付額を納期限までに納付しなかった場 合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合 における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき 者及び出訴期間等を記入すること。</p>	
---	--	--

その2

(表)

納税者住所・氏名	年度 金沢市軽自動車税納税通知書 (口座振替用)	軽自動車税の課税内訳は、次のとおりです。													
	下記の納付額を、納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。 なお、あなたの納付額は、あなたが指定された預金口座から振替納付されます。	区分	車種区分	車両(標識)番	年税額(円)										
		年 月 日 金沢市長 													
様	この納税通知書では納付できません。														
	<table border="1"> <tr> <td>整理番号</td> <td>納付額</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table>	整理番号	納付額	納期限											
整理番号	納付額														
納期限															
	<table border="1"> <tr> <td>指</td> <td>金融機関名</td> </tr> <tr> <td>定</td> <td>店 舗 名</td> </tr> <tr> <td>口</td> <td>預 金 種 別</td> </tr> <tr> <td>座</td> <td>口 座 番 号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>口 座 名 義 人</td> </tr> </table>	指	金融機関名	定	店 舗 名	口	預 金 種 別	座	口 座 番 号		口 座 名 義 人				
指	金融機関名														
定	店 舗 名														
口	預 金 種 別														
座	口 座 番 号														
	口 座 名 義 人														

(裏)

	<p>この欄には、この税金の賦課の根拠となった法律及び条例の規定の要旨、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置、この通知に不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記入すること。</p> <p>郵便はがき</p>	
--	---	--

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による口座振替納付の不能に係る納付書及び領収証書等は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 3 改正後の第30号様式は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による特別徴収税額の決定・変更通知書は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

平成24年(2012年)3月31日 印刷

発行人

金 沢 市

平成24年(2012年)3月31日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄